地方議会の権能強化に関する決議

国においては、現在、地方分権改革推進委員会及び第29次地方制度調査会を設置し、第二期地方分権改革の実現に向けて議論がなされているが、地方分権改革推進委員会が取りまとめた「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」においては、地方分権改革の目指すべき方向性として「自治行政権、自治財政権、自治立法権を十分に具備した地方政府の確立」、「条例による法令の上書き権を含めた条例制定権の拡大」等が示され、また、第29次地方制度調査会においては、「議会制度のあり方」等が審議されることとされている。

今後、第二期地方分権改革の進展に伴い、地方公共団体の自己決定・自己 責任の範囲が拡大すれば、住民の代表機関としての地方議会の役割は、一層 重要性を増すことになる。

このような中にあって、現在の都市自治体はその規模など多種多様な態様であるにもかかわらず、議会の組織・運営は全国一律とされ、また、議会が行政執行を監視する場合にも法令上様々な制約が設けられている。

地方議会が住民の負託に応え、その機能を十分に発揮していくためには、 議会の自主性・自律性を高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断によ りその権能を行使できるようにすることが不可欠である。

よって、国においては、議会の組織・運営を制約している関係法令上の諸規定を撤廃するなど、地方議会の自主性・自律性を高めるための抜本的な制度改正を図るよう強く要望する。

以上決議する。

平成19年11月9日

全国市議会議長会